

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年6月26日

【会社名】 大同特殊鋼株式会社

【英訳名】 Daido Steel Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 石 黒 武

【本店の所在の場所】 名古屋市東区東桜一丁目1番10号

【電話番号】 052(963)7523

【事務連絡者氏名】 経理部長 丹 羽 哲 也

【最寄りの連絡場所】 東京都港区港南一丁目6番35号 東京本社

【電話番号】 03(5495)1253

【事務連絡者氏名】 東京総務室長 田 中 明

【縦覧に供する場所】 大同特殊鋼株式会社東京本社  
(東京都港区港南一丁目6番35号)  
大同特殊鋼株式会社大阪支店  
(大阪市中央区高麗橋四丁目1番1号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 1【提出理由】

2019年6月26日開催の当社第95期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 当該株主総会が開催された年月日

2019年6月26日

### (2) 当該決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

##### 1. 期末剰余金配当に関する事項

当社普通株式1株につき金65円	総額	2,771,706,860円
-----------------	----	----------------

##### 2. その他の剰余金の処分にに関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額	別途積立金	11,000,000,000円
----------------------	-------	-----------------

(2) 減少する剰余金の項目およびその額	繰越利益剰余金	11,000,000,000円
----------------------	---------	-----------------

#### 第2号議案 取締役10名選任の件

取締役として、嶋尾正、石黒武、西村司、立花一人、吉田学史、天野肇、梶田聡仁、相馬秀次、種村均および神保睦子の10氏を選任する。

#### 第3号議案 監査役3名選任の件

監査役として、志村進、水谷清および松尾憲治の3氏を選任する。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、服部豊氏を選任する。

#### 第5号議案 役員賞与の支給の件

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	議決権の数(個)			賛成票の割合 (%)	決議の結果
	賛成	反対	棄権		
第1号議案	372,833	4,485	0	98.81	可決
第2号議案					
嶋尾 正	362,765	12,941	1,606	96.14	可決
石黒 武	367,938	7,824	1,550	97.52	可決
西村 司	367,714	9,599	0	97.46	可決
立花一人	367,455	9,858	0	97.39	可決
吉田学史	373,107	4,206	0	98.89	可決
天野 肇	373,155	4,158	0	98.90	可決
梶田聡仁	373,105	4,208	0	98.88	可決
相馬秀次	345,700	31,557	56	91.62	可決
種村 均	376,992	321	0	99.91	可決
神保睦子	354,921	22,336	56	94.07	可決
第3号議案					
志村 進	371,746	5,568	0	98.52	可決
水谷 清	346,490	30,822	0	91.83	可決
松尾憲治	338,745	38,568	0	89.78	可決
第4号議案	376,067	1,247	0	99.67	可決
第5号議案	337,622	39,694	0	89.48	可決

(注) 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりであります。

第1号議案および第5号議案は出席した株主の議決権の過半数の賛成、第2号議案、第3号議案および第4号議案は議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上